

広島市立病院機構物品調達及び保守等委託業務契約約款（政府調達）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品を納入期限内に納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（仕様書等の疑義等）

第2条 仕様書等に疑義が生じたときは、発注者の解釈によるものとする。

2 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもつて、委託業務を行わなければならない。

（経費等の負担）

第3条 この契約を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

（権利義務の譲渡制限等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止等）

第5条 受注者は、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、この契約の履行の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。

2 前項に規定するもののほか、受注者は、この契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

(1) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本機構又は広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行）により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの

(3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

3 受注者は、前項各号に掲げる者以外の者にこの契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 受注者は、第2項第3号に掲げる者に該当するものを、原材料等の売買その他の契約において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければ

ならない。

- 5 受注者は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

- 第6条 受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限内に物品の納入ができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

(物品の納入)

- 第7条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(物品の検査)

- 第8条 発注者は、必要があるときは、物品の納入までの間において、必要な検査を行うことができる。

- 2 発注者は、受注者が物品を納入したときは、その日から10日以内に仕様書等に基づいて検査を行うものとする。

- 3 受注者は、検査に合格しないものがあるときは、直ちに仕様書等に適合するものと取り替え、発注者の再検査を受けなければならない。

(危険負担)

- 第9条 前条に規定する検査(再検査を含む。)が完了するまでの間における物品の危険負担は、受注者が負うものとする。

(物品調達に係る契約金額の請求及び支払)

- 第10条 受注者は、物品の検査が完了したのちに、契約金額の支払を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(契約不適合責任)

- 第11条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完の請求をすることができる。この場合、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることはできない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したときなどこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(契約不適合責任期間)

- 第11条の2 発注者は、契約書記載の契約不適合責任期間内でなければ、契約不適合(納入された物品が数量に関して契約の内容に適合しないものを除く。以下この条において同じ。)を理由とした履行の追完の請求、契約金額の減額の請求をすることができない。ただし、受注者が物品を納入した時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 契約不適合責任期間は、第8条の規定による検査(再検査を含む。)が完了した日から起算するが、物品の納入にかかる契約不適合責任期間は、物品の納入後1年間とする。ただし、保守等委託業務における契約不適合責任期間は、各年度ごとの区分で個別に判断する、もしくは別に定められたものがあればその期間とする。

- 3 発注者が前条第2項に規定する履行の追完の催告をした上で契約金額の減額を請求したときは、契約不適合責任期間内に請求したものとみなす。

- 4 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(契約の変更)

- 第12条 発注者は、受注者が物品の引渡しを完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

- 3 発注者は、第1項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

(法令の遵守)

- 第13条 受注者は、この契約を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消

の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（実施計画書の作成）

第14条 受注者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、発注者に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（従業員）

第15条 受注者は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させるものとする。

2 発注者は、受注者の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（現場責任者）

第16条 受注者は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

（臨機の措置）

第17条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（検査等）

第18条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

（報告義務）

第19条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

- (1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

（実施報告書等）

第20条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

（契約金額の各年度における支払予定額）

第21条 この契約による各年度における支払予定額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとお

りとする。

年 度	支払予定額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
令和4年度	円（ 円）
令和6年度	円（ 円）
令和7年度	円（ 円）
令和8年度	円（ 円）
令和9年度	円（ 円）
令和10年度	円（ 円）

（委託契約金額の支払）

第22条 受注者は、第20条第2項又は第3項の検査に合格したときは、別紙支払内訳書記載の区分に応じ、委託契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払うものとする。

（談合行為等の措置）

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、第20条に規定する各年度の支払予定額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。）の100分の20（ただし、同項第4号に該当するときは100分の10）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（催告による契約解除）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前各号及び次条に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（催告によらない契約解除）

第24条の2 発注者は、第23条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに解除することができる。

(1) この契約を履行しないことが明らかなとき。

- (2) この契約を履行することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第4条の規定に違反し、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (4) 第5条第2項又は第3項の規定に違反したとき。
- (5) 警察等捜査機関からの通報等により、第5条第2項第3号に該当する者であることが判明したとき。
- (6) 受注者が、第5条第3項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第2項第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、発注者が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、受注者がこれに応じなかったとき。
- (7) 受注者が、第5条第4項に違反して、原材料等の売買その他の契約において、第4条第2項第3号に掲げる者に該当するものを、その相手方又は代理若しくは媒介をする者とした場合において、発注者が当該契約の解除を求め、受注者がこれに応じなかったとき。
- (8) 1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(以下「協定」という。)及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」(以下「改正協定」という。)及び「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」(以下「日欧協定」という。)の適用を受ける調達と業務であるため、協定第20条、改正協定第18条及び日欧協定10・12条に定める苦情処理手続により、発注者が契約の執行を停止すべき旨の判断をしたとき。

(契約解除後の損害賠償等)

第25条 受注者は、前2条による契約の解除により損害を受けるときがあっても、損害の賠償を発注者に請求できないものとする。

2 受注者は、前2条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 発注者は、前3条の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者が解除の日までに納入した物品がある場合には、検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第26条 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者がこの契約について履行保証保険契約を締結した場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期(以下「保険期間の終期」という。)がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から1年間又は複数年間(この契約の残余の履行期間が当該1年間又は複数年間の途中で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで)を新たな期間(以下「新たな対象期間」という。)とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金(履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により受注者が納付した契約保証金を含む。)は、第23条第1項及び第24条又は第24条の2の規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第26条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、物品の納入に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と物品の納入に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との納入に関する協議を行った結果、物品の納入に遅れが生じると認められた場合は、第5条の規定により、発注者に納入期限の延長の請求を行うものとする。

- 5 受注者は、第2項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。
- 6 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。
- 7 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 8 受注者は、前項の被害により履行期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、履行期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第26条の3 受注者は、その責めに帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(一般的損害)

第27条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条の2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第28条 発注者は、受注者が第6条の規定により発注者の承諾を得た場合を除くほか、受注者が物品を納入期限までに納入しないときは、契約金額（既納部分があるときは、既納部分に相当する契約金額を除く。）の1000分の1に相当する額に納入期限の翌日からこれを納入した日までの日数を乗じて計算した額を損害金として徴収する。

- 2 前項の損害金は、契約金額の支払と同時に徴収するものとする。
- 3 受注者が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、委託期間を延長することができる。
- 4 前項の遅延損害金は、延長前の委託期間満了の日から第20条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までの日数1日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

(相殺)

第28条の2 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(守秘義務)

第29条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

- 2 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第30条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議して、これを定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、広島市の個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(情報の開示の禁止)

第12 受注者は、患者及び利用者（以下「患者等」という。）から患者本人の疾病等の診断又は利用者の障害等に関する個人情報の問い合わせに対し、当該情報を患者等に対し開示してはならない。